

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成25年10月18日

金 曜 日

第 3680 号

## 目 次

### 告 示

○県営土地改良事業換地計画書の縦覧 1

### 公 告

○都市計画の変更案の縦覧 3

○建設業の営業の停止 4

○土地改良区の役員の退任 6

○開発行為の工事完了 7

## 告 示

### 富山県告示第426号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、県営公害防除特別土地改良事業神通川流域第 3 次地区田島換地区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成25年10月23日から

平成25年11月21日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

## 教示

- 1 この換地計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この換地計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

## 富山県告示第427号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、県営公害防除特別土地改良事業神通川流域二期地区田島・久郷換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成25年10月23日から  
平成25年11月21日まで
- 3 縦覧の場所  
富山市役所

## 教示

- 1 この換地計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この換地計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立

てに対する決定を経た場合に、当該決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

### 都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成25年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 都市計画の種類及び名称

（種類）富山高岡広域都市計画道路

（名称）3・4・412号 桜馬場南町線

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

高岡市南幸町、博労本町、清水町一丁目、永楽町、羽広二丁目、羽広、扇町二丁目、早川、瑞穂町、波岡、美幸町二丁目、横田、美幸町一丁目、本郷二丁目、四屋及び長慶寺の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

#### 3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

##### (1) 期間

平成25年10月18日から平成25年11月1日まで

##### (2) 場所

富山県土木部都市計画課

高岡市都市整備部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

## 建設業の営業の停止

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第 3 項の規定による処分をしたので、同法第29条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 処分をした年月日

平成25年10月 9 日

### 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 商号 宮野建設株式会社
- (2) 主たる営業所の所在地 砺波市増山 578番地
- (3) 代表者の氏名 宮野 孝雄
- (4) 許可番号 富山県知事許可（般-22）第7343号

### 3 処分の内容

建設業法第28条第 3 項の規定による営業の停止命令

#### (1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち、次に掲げる建設工事に係るもの

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第 1 に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事

イ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る建設工事

ウ ア及びイに掲げる建設工事以外の建設工事であって、補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第 179号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方

公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。)の交付を受けているもの

(2) 停止を命ずる期間

平成25年10月24日から同年12月7日まで

4 処分の原因となった事実

宮野建設株式会社は、平成21年12月31日、平成22年12月31日及び平成23年12月31日を審査基準日とする経営事項審査の申請において虚偽の財務諸表により経営状況分析を受けるとともに、これにより得た平成21年12月31日及び平成23年12月31日を審査基準日とする経営事項審査結果を富山県建設工事入札参加資格審査申請において富山県に提出し、富山県がその結果を資格審査に用いた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するため

### 建設業の営業の停止

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 処分をした年月日

平成25年10月9日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 商号 北日本造園株式会社
- (2) 主たる営業所の所在地 氷見市鞍川1414番地の2
- (3) 代表者の氏名 禅野 泰成
- (4) 許可番号 富山県知事許可（般-24）第3877号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち、次に掲げる建設工事に係るもの

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事

イ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る建設工事

ウ ア及びイに掲げる建設工事以外の建設工事であつて、補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第 179号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの

(2) 停止を命ずる期間

平成25年10月24日から同年11月22日まで

4 処分の原因となった事実

北日本造園株式会社は、平成24年6月30日を審査基準日とする経営事項審査の申請において技術職員について虚偽の記載をし、これにより得た経営事項審査結果を富山県建設工事入札参加資格審査申請において富山県に提出し、富山県がその結果を資格審査に用いた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するため

**土地改良区の役員の退任**

早月川沿岸土地改良区の役員であった次の者が平成25年9月29日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

理 事 有 澤 重 一 滑川市河端町 105番地

**開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成25年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
滑川市上島 342番 1 外 4筆	同 左	道路、公園、下水道	滑川市上小泉2834番地1	有限会社サンワ

